

報道発表資料の配付日時 11月15日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の点検・ 検証に係る道民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、本年度、点検・検証を行う「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」について、広く道民からの意見を募集するため、道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせします。</p> <p>1 意見募集対象条例 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例</p> <p>2 参考資料の入手方法 (1) 北海道のホームページへの掲載 ア 農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/gm-jourei.html イ 保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html (2) 以下の場所での閲覧及び配付 ア 農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課(道庁本庁舎7階) イ 総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局除く)の行政情報コーナー</p> <p>3 意見等の募集期間 令和6年(2024年)11月15日(金)～12月16日(月)</p> <p>4 意見等の提出方法及び提出先 (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課 (2) ファックス 011-232-7334 (3) 電子メール shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp ※件名を【パブリックコメント】としてお送りください。 (4) 電子申請サービス(子ども向け) https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=ixw2ux10</p> <p>5 意見募集結果の公表時期 別紙のとおり</p>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	農政部 食の安全・みどりの農業推進局 食品政策課(担当者:小林、井筒) TEL:ダイヤルイン 011-204-5427 内線 27-666、27-667
-------------	--

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和6年11月15日

- 1 計画等の案の名称
「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の点検・検証に係る意見
- 2 参考資料の名称
 - ・遺伝子組換え作物をめぐる情勢について
 - ・北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（概要）
 - ・北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例
 - ・平成17年9月9日付け北海道告示第670号（交雑混入防止措置基準）
- 3 参考資料の入手方法
北海道のホームページ（農政部食の安全推進局食品政策課、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課）に掲載
（食品政策課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/gm-jourei.html>）
（子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>）
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
※紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。
ア 北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課（道庁本庁舎7階）
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）
※郵送については、当日到着分まで有効
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課調整係
 - (2) ファクシミリ 011-232-7334
 - (3) 電子メール shokuan.jyohou@pref.hokkaido.lg.jp
※件名を【パブリックコメント】としてお送りください。
 - (4) 電子申請サービス（子ども向け）
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=ixw2ux10>
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和7年（2025年）3月頃を目途に「道民意見提出手続きの意見の募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は、「3参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約1週間（土曜・日曜日、祝日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたします。
なお、連絡は、郵便、ファクシミリ、電子メール、電話等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課調整係

電話 011-204-5427